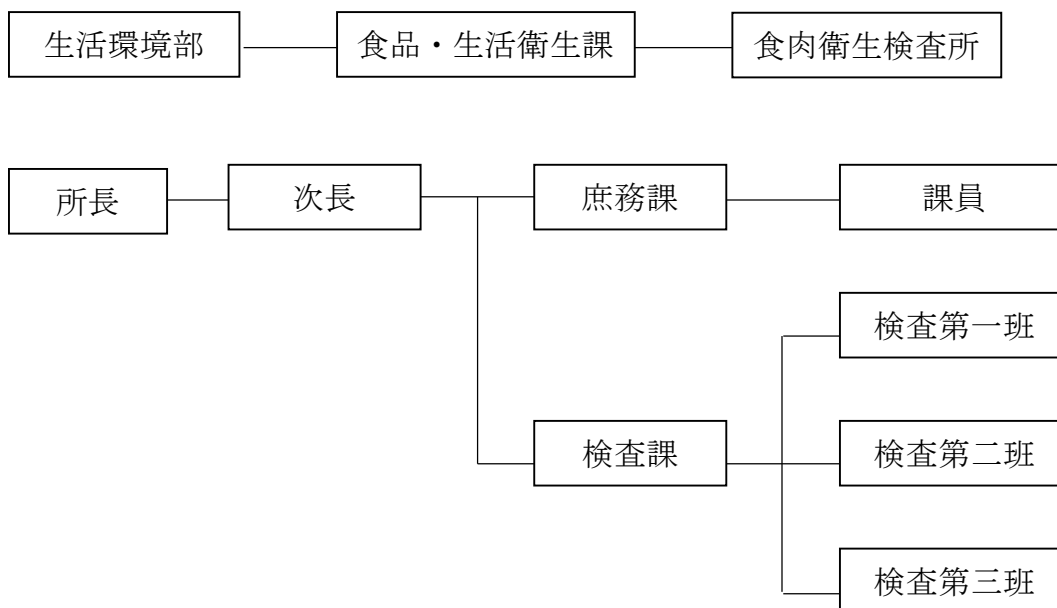


I 食肉衛生検査所の概要

1 沿革

昭和	44. 3	県議会において食肉衛生センター構想が提起
	45. 5～7	と畜場統廃合方針策定
	46. 12	県、県議会、市長会、町村会及び農業団体代表者による食肉センター建設推進委員会設置
	47. 2. 8	食肉センター建設推進委員会が建設事業実施の基本事項を決定
	49. 7. 8	食肉流通センター建設に伴う犬飼町の地域開発計画を策定するため、県庁内に、県、町及び公社職員で構成する「犬飼町地域開発対策班事務局」を設置
	50. 1. 24	造成工事着手
	12. 15	食肉流通センター建設事務局設置
	51. 5. 12	大分県食肉流通センターとして、一般と畜場の許可
	52. 2. 1	大分県畜産流通センター建設事務局に改組
	4. 1	大分県食肉衛生検査所設置事務局設置
	8. 16	大分県食肉衛生検査所建設工事着工
	53. 1. 12	〃 完成
	3. 30	大分県畜産流通センター工事完成
	4. 1	大分県食肉衛生検査所開所、大分県畜産流通センター操業開始
	7～11	庁舎周辺整備工事（駐車場、外柵）、環境緑化工事
	54. 8. 31	全館冷暖房工事完成
	56. 5～9	多目的ホール等の増築
	59. 4. 1	大分県畜産流通センターが(株)大分県畜産公社に組織変更
平成	5. 9～11	防水・外壁改修及び食鳥精密検査室設置
	12. 3. 31	(株)大分県畜産公社 大動物処理施設改善
	13. 10. 18	牛海綿状脳症（BSE）スクリーニング検査開始
	14. 3. 31	(株)大分県畜産公社 小動物処理施設改善
	16. 3. 23	BSE検査室設置
	11. 28	(株)大分県畜産公社 検査室設置
	23. 1～3	外壁改修
	4～7	空調設備改修
	24. 1. 31	(株)大分県畜産公社 ISO22000:2005 取得
	25. 2. 14	タイ向け輸出牛肉を取り扱うと畜場及び食肉処理場認定
	3. 27	マカオ向け輸出牛肉を取り扱うと畜場及び食肉処理場選定
	7. 1	BSE検査月齢引上げ（48月齢超）に伴いBSE全頭検査廃止
	26. 3. 27	ベトナム向け輸出食肉施設登録
	12. 16	(株)大分県畜産公社 新病畜棟着工
	27. 7. 21	(株)大分県畜産公社 新一般畜処理棟着工
	28. 7. 13	(株)大分県畜産公社 新一般畜処理棟竣工
		サルモネラ検査室・洗濯室設置
	28. 8. 22	(株)大分県畜産公社 新一般畜処理棟稼動
	28. 10. 24	マカオ向け輸出牛肉取扱と畜場及び食肉処理場選定（新工場）
	28. 11. 1	タイ向け輸出牛肉取扱と畜場及び食肉処理場認定（新工場）
	29. 1. 4	ベトナム向け輸出食肉施設登録（新工場 以下同様）
	29. 1. 4	ミャンマー向け輸出牛肉を取り扱うと畜場及び食肉処理場認定
	29. 9. 22	台湾向け輸出牛肉を取扱と畜場及び食肉処理場認定
	31. 4. 5	アメリカ、カナダ、香港、オーストラリア向け輸出牛肉取扱と畜場及び食肉処理場認定
	31. 9～R2. 2	食肉衛生検査所庁舎改修
令和	1. 10. 7	シンガポール向け輸出牛肉取扱と畜場及び食肉処理場認定

2 組 織



3 職 員

(1) 職員の構成

令和2年4月1日現在

職 種 職 名	事 務	技 術 (獣医師)	計	非常勤職員	総計	
現 員	所 長	0	1	1	0	24
	次 長	1	0	1	0	
	庶務課	1	0	1	1	
	検査課	0	16	16	4	
	計	2	17	19	5	

(2) と畜検査員配置状況 (計21人 *内1名産休)

所長	課長	課員	非常勤職員	
所長	検査課長	検査第一班	6	4
		検査第二班	5	
		検査第三班	4	

(検査室配置状況：再掲)

検 査 室	配置人員
微生物	4
病 理	3
B S E	4
理化学	4

4 業 務

- (1) と畜場法に基づき、食用に供する目的で搬入された獣畜について、生体検査、解体前及び解体後の検査に加え、必要に応じ科学的な精密検査を実施する。
- (2) 検査の結果、食用として不適と判断された場合、又はとさつ・解体によりウイルスを伝染させる恐れがあると認められた場合には、と畜場設置者等にとさつ・解体の禁止、廃棄等の必要な措置を講じさせること。
- (3) と畜場の清潔保持及びと畜業者等の講ずべき衛生措置の実施状況を検査し、その結果に基づき、と畜場設置者等に対し公衆衛生上の必要な措置を講ずるよう指導する。
- (4) と畜場の施設内において、食品衛生法に基づく監視指導及び収去を行い、その結果に基づき、と畜場設置者等に対し公衆衛生上の必要な措置を取るよう指導する。
- (5) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律、各国向け輸出食肉の取扱要綱に基づき、と畜検査、検印の押印、食肉衛生証明書の発行を行い、認定施設の衛生管理の検証を行う。
- (6) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づき、保健所が実施している食鳥検査に係る微生物学的検査等の精密検査を行う。
- (7) 人と動物の共通感染症や獣畜の疾病等について調査、研究を行う。

5 事務分掌

(大分県地方機関事務分掌規程(抄))

第11条 食肉衛生検査所の各課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

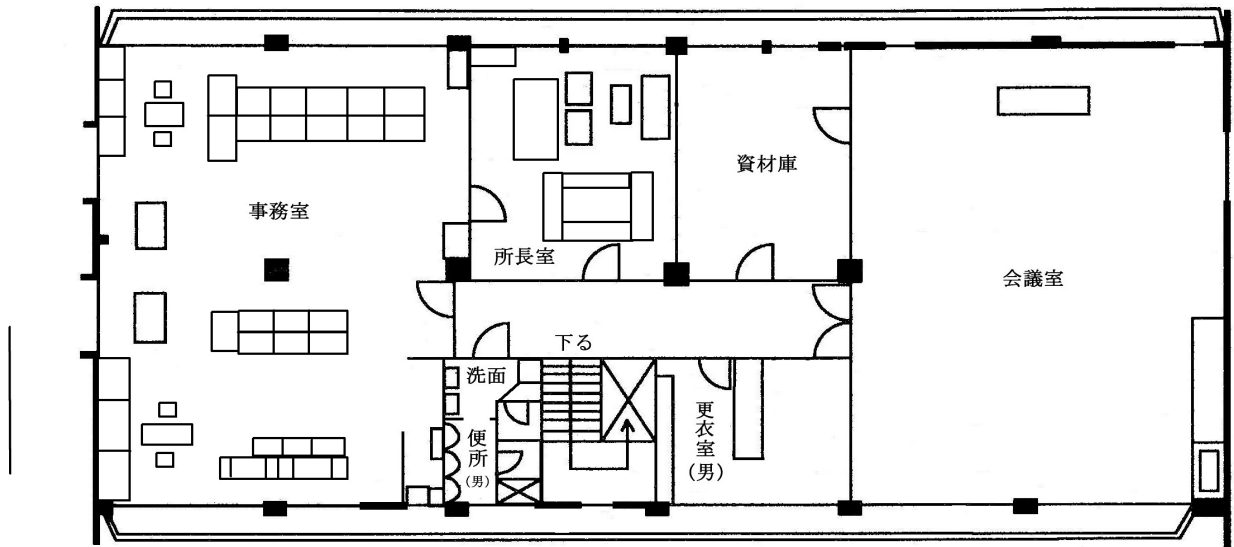
課 名	事 務 分 掌
庶 務 課	<ol style="list-style-type: none"> 1 公印の管守に関する事 2 文書の收受、発送、編集及び保存に関する事 3 職員の身分及び服務に関する事 4 庁舎等の維持及び管理に関する事 5 予算の執行に関する事 6 現金、有価証券及び物品の出納命令に関する事 7 諸収入の徴収に関する事 8 県有財産の維持及び管理に関する事 9 その他他課の所掌に属さない事
検 査 課	<ol style="list-style-type: none"> 1 獣畜のとさつ及び解体の検査並びに検印に関する事 2 獣畜(食鳥を含む。)のとさつ及び解体の検査に係る微生物学的、病理組織学的及び理化学的試験検査に関する事 3 と畜場に係る指導監督に関する事 4 人畜共通感染症及び獣畜(食鳥を含む。)の異常疾病の調査等に関する事

6 施 設

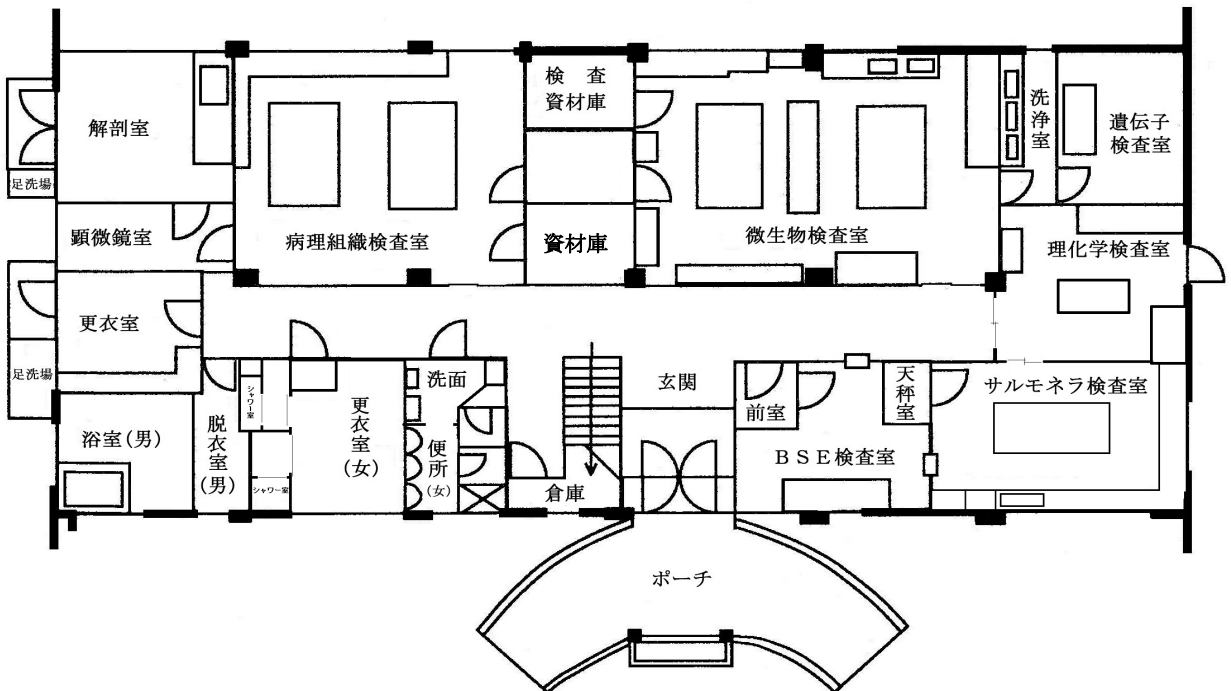
敷 地		3,463.66 m ²
建 物 (本 館)	構 造	鉄筋コンクリート造り 2階建
	床 面 積	770.40 m ²
付 属 建 物 (機 械 棟)	構 造	鉄骨造スレート葺 平屋建
	床 面 積	68.37 m ²
延 べ 床 面 積		838.77 m ²
建 設 費		150,006 千円

○検査所平面図

2階



1階



7 と畜検査手数料・証明料収入（令和元年度）

項 目		手数料（円）	最終決算額	
			件 数	金額（円）
牛	150kg 以上	650	5,597	3,638,050
	150kg 以上（時間外）	1,300	923	1,199,900
	150kg 未満	350	24	8,400
	150kg 未満（時間外）	700	0	0
馬	150kg 以上	650	2	1,300
	150kg 以上（時間外）	1,300	0	0
	150kg 未満	350	0	0
	150kg 未満（時間外）	700	0	0
豚		330	108,193	35,703,690
	時間外	660	3,200	2,112,000
めん羊 山羊		350	27	9,450
	時間外	700	1	700
と畜検査関係手数料 計			117,967	42,673,490
証明料		400	831	332,400
収 入 計				43,005,890

と畜検査手数料（平成 18 年 4 月 1 日改正）

証 明 料（平成 8 年 4 月 1 日改正）